

(別添2)

令和7年度慶良間諸島における特定外来生物防除業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度慶良間諸島における特定外来生物防除業務

2. 業務の目的

グリーンアノール及びシロアゴガエルは生態系に深刻な被害を及ぼすおそれがあり「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されている。

慶良間諸島では、平成25年に座間味島でグリーンアノール、平成26年に阿嘉島でシロアゴガエル、平成28年に渡嘉敷島及び座間味島でシロアゴガエルの生息が確認されており、侵入初期対策としての捕獲や住民への普及啓発等を行ってきた。令和2年度から令和6年度の計画期間で「慶良間諸島におけるグリーンアノール及びシロアゴガエル防除計画（以下「第1期防除計画」という。）」を策定し、5年間にわたり、自治体等と連携して防除を進めてきた。

令和6年度末にはこれまでの防除実施結果等を踏まえて「慶良間諸島におけるグリーンアノール及びシロアゴガエル防除計画（第2期）（以下「第2期防除計画」という。）」を策定した。

本業務は、防除計画に基づいて防除業務を実施することにより、同種による慶良間諸島の生態系への影響を軽減することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 調査計画の作成及び打合せ

業務履行期間中に、沖縄奄美自然環境事務所慶良間自然保護官事務所（以下「当所」という。）担当官（以下「環境省担当官」という。）と打合せを3回以上行う（各回、半日程度を想定）。業務開始時の打ち合わせでは、「慶良間諸島における特定外来生物防除実施計画書」を作成し、環境省担当官の承認を得る。

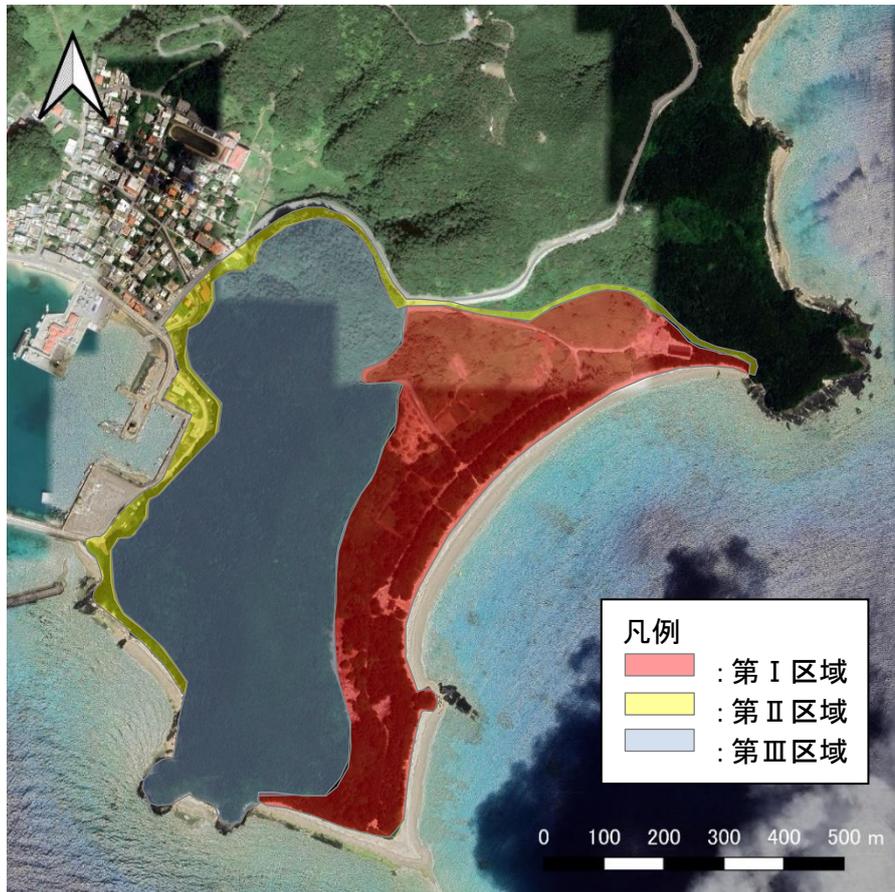
打合せはウェブシステムの利用も可とし、打ち合わせ後は、打ち合わせ記録を作成し、環境省担当官に提出する。加えて、想定エリア外でのグリーンアノールの発見や鳥類の混獲等、不測の事態が生じた場合には、その都度環境省担当官に速やかに報告し指示を仰ぐこと。

(2) グリーンアノールの防除

以下1)～2)に示す要領で座間味島内においてグリーンアノールの防除等

を行う。

- 1) 第2期防除計画の第Ⅰ区域及び第Ⅱ区域における防除及び分布調査作業
グリーンアノールの防除作業を以下の要領で実施する。なお、作業に必要な平型トラップについては当所から別途提供する。



【①-1 第2期防除計画の第Ⅰ区域高密度区域における防除】

第2期防除計画で設定した第Ⅰ区域において、過年度業務において設置済の1,990個程度の平型トラップを用いた防除作業と保守、点検等をグリーンアノールの活動が活発な時期は月1回程度、不活発な時期は2ヶ月に1回程度の計8回程度実施し、防除体制を履行期限まで継続する。点検頻度や時期の詳細は環境省担当官と調整して決定し、必要に応じて捕獲手法の改良等を検討する。

なお、捕獲結果により繁殖地が推定できた場合には、環境省担当官と相談の上、トラップの追加設置を検討する。

【①-2 第2期防除計画の第Ⅰ区域低密度区域における防除】

第2期防除計画で設定した第Ⅰ区域において、過年度業務において設置

済の 1,990 個程度の平型トラップを用いた防除作業と保守、点検等を 3 ヶ月に 1 回程度の計 4 回程度実施し、防除体制を履行期限まで継続する。点検頻度や時期の詳細は環境省担当官と調整して決定し、必要に応じて捕獲手法の改良等を検討する。

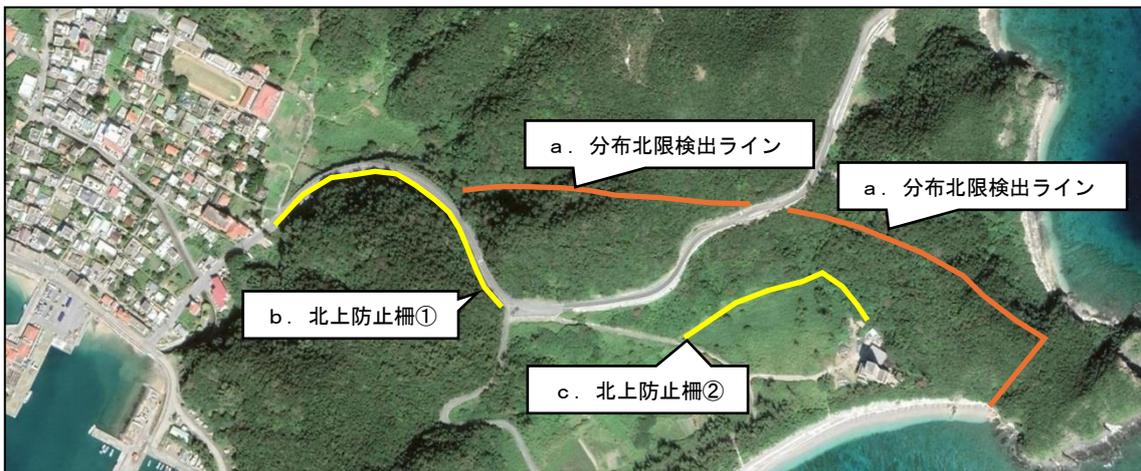
なお、捕獲結果により繁殖地が推定できた場合には、環境省担当官と相談の上、トラップの追加設置を検討する。

【② 第 2 期防除計画の第 II 区域における防除及び分布調査】

第 2 期防除計画で設定した第 II 区域において、過年度業務において設置済の 1,000 個程度の平型トラップをグリーンアノールの活動が活発な時期は月 1 回程度、不活発な時期は 2 ヶ月に 1 回程度実施の計 8 回程度点検・保守し、点検時期の詳細は環境省担当官と調整して決定した上で、防除作業体制を履行期限まで継続する。なお、捕獲結果により繁殖地が推定できた場合には、環境省担当官と相談の上、トラップの追加設置を検討する。また、以下 a-c に掲げる場所（下図参照）にて、捕獲柵やトラップの設置、既設捕獲柵の保守、点検等の作業を下記＜実施内容＞の頻度で行う（計 11 回程度を想定）。

＜実施場所＞

- a. 分布北限検出ライン（分布域北限付近山林内 延長 ①約 350m・②約 500m）
- b. 北上防止柵①（座間味村道沿い南側 延長 350m 程度）
- c. 北上防止柵②（座間味島クリーンセンター付近 延長 250m 程度）



＜実施内容＞

作業の実施内容は下表に掲げる通りとし、設置は表の「設置時期」に示す月を目安に、点検等は「点検時期」に示す月・回数を目安にそれぞれ実施する。捕獲柵やトラップの詳細な設置場所や点検終了後の回収の

有無等は環境省担当官と協議の上決定する。なお、作業に必要となるトラップ及び資材については当所から別途提供する。

場所	実施内容	設置時期	点検時期
a	山林内作業動線上樹木への平型トラップの設置・点検等（合計 420 個以上）	－ （設置済）	グリーンアノールの活動が活発な時期に計 3 回程度
b	北上防止柵の設置・点検等（ロール式及び平型トラップを含む）	－ （設置済）	グリーンアノールの活動が活発な時期：月 1 回程度、
c	北上防止柵の点検等（ロール式トラップを含む）		不活発な時期：2 ヶ月に 1 回程度 計 8 回程度

2) 植生単純化による生息域分断

【①生息域分断候補地の現状調査】

第 2 期防除計画に基づいた植生単純化による生息域分断に向けて、古座間味ビーチ周辺区域の植生、土地所有者及び放置物の状況等を調査し、生息域分断候補地を選定する。

【②新規侵入防止柵の検討】

第 2 期防除計画に基づいた植生単純化による生息域分断に用いる新規侵入防止柵の仕様及び維持管理手法について、小笠原諸島における防除柵の事例も参考に検討を行い、古座間味ビーチ周辺の区域において、新規防除柵を設置して 1 日～2 日程度観察する試行を行い、調査結果を分析することで効果を検証する。

(3) 防除計画の更新

本年度の実施結果を踏まえて防除計画を更新及び捕獲効率の基本的指標の検討をするとともに、令和 8 年度の業務（案）を作成する。計画更新に当たっては、有識者 3 名程度より成る検討会を 1 回程度開催し、特に座間味島におけるグリーンアノール防除事業の今後の目標設定や実施方針等について検討を深めること。なお検討会は 2 時間程度とし、オンラインでの開催を妨げないものとする。出席者に対しては 1 名 1 時間当たり 7,000 円の謝金を支給する。

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

また、防除の結果については3ヶ月に1回程度の間接報告をまとめて、環境省担当官に報告する。

4. 業務履行期限

令和8年3月31日(火) まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 10部(A4判 100頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 3枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所慶良間自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。
基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>
- (4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。
資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。
ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資

料であっても、過年度業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲
示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課（Tel：098-836-6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針

針
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。